

宮古島市 ひとり親家庭生活支援事業

ひとり親家庭の自立と子供の健やかな成長を支援します

宮古島市では、ひとり親家庭の子供の健全な発達等を促し、親と子の安定した生活環境を提供するため、さまざまな課題を抱え困窮しているひとり親家庭に対して、民間アパートを借り上げ、地域の中で自立した生活が送れるよう、「宮古島市ひとり親家庭生活支援事業」を実施します。



相談・申請・お問合せ



一般社団法人
宮古島市ひとり親家庭福祉会

〒906-0304 宮古島市下地字上地472-39 1階

TEL:0980-79-6995

FAX:0980-79-6996

E-mail : sinpare23@theia.ocn.ne.jp

相談時間：月～金(9:00～18:00)

土・日・祝・年末年始休み



支援内容

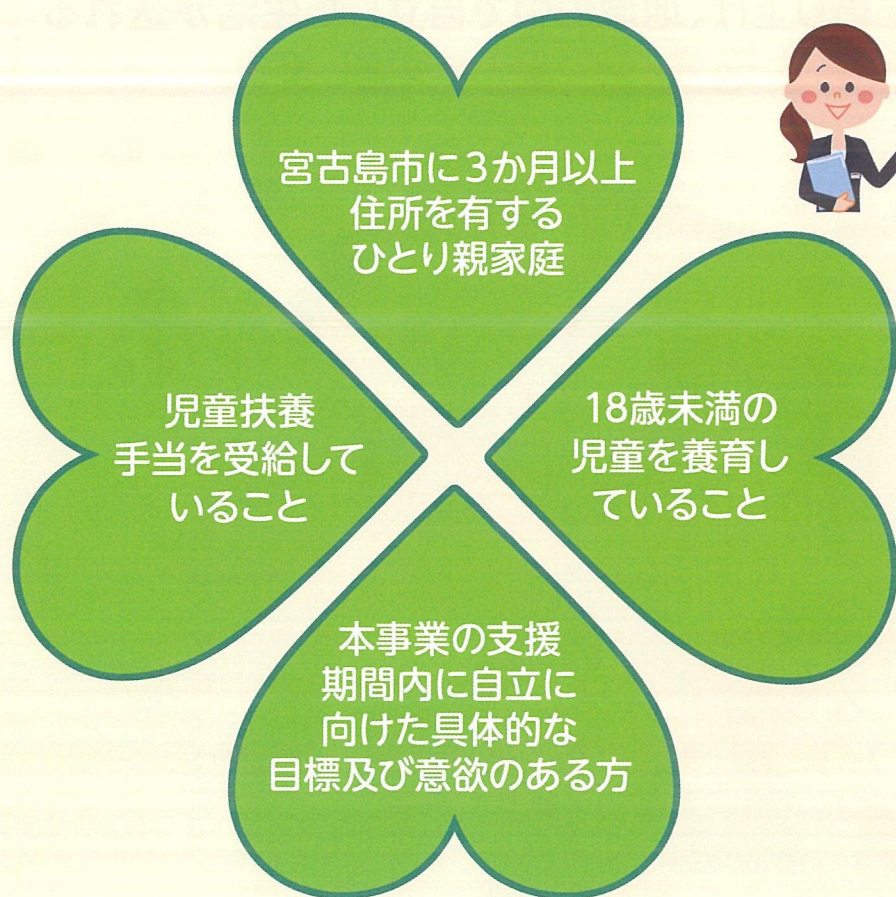
本事業では住宅支援の他、生活支援・子育て支援・就労支援など、各ひとり親家庭の個別の事情に応じた自立支援計画を作成し、専任の生活支援コーディネーターによるトータルサポートを行います。なお、支援期間は原則1年間です。

住宅支援とは？

宮古島市ひとり親家庭福祉会が借り上げたアパート等の支援居室を提供します。その際の敷金・礼金や月々の家賃などの費用の負担はありませんが、毎月の生活費（食費・光熱水費・駐車場代等）や退居時の原状回復に要する費用は自己負担となります。

支援対象者

生活・住宅・教育・就職などにより、子の監護に欠けるひとり親家庭で、以下の要件をすべて満たす方が対象になります。



優先される方

- ・児童が3人以上いる方、
- ・または1歳未満の乳児がいる方

支援対象外

- ・生活保護法の住宅扶助を受けている方
- ・公営住宅に入居している方
- ・生活困窮者住宅確保給付金を受給している方

申請方法・支援決定の流れ

(一社)宮古島市ひとり親家庭福祉会で相談のうえ、以下の書類を提出して下さい。

- 1 支援申込書
- 2 住民票の写し
- 3 戸籍謄本
- 4 自立支援目標及び支援内容確認書

相談
・
申請

実態
調査

支援決定
委員会
で協議

支援決定
通知送付

入居
手続き

>>> 入居・支援
スタート